

熊本県 環境基本指針



第三次熊本県環境基本指針

1 基本指針策定の趣旨

熊本県は平成2年に全国に先駆けて熊本県環境基本条例を制定し、同条例第6条第1項に基づき、平成3年に熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という。）を策定しました。

基本指針は、快適な環境の保全を図るため、県の環境行政の基本となる指針であり、平成23年度～32年度（10年間）を対象期間として、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示しています。

*環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第2条 県は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策
- (2) 森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

（環境施策に関する基本指針等の策定）

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下「基本指針」という。）を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2 基本指針の性格

基本指針は、基本的な考え方として、「人と環境の望ましいあり方」、「快適な環境を保全・創造するための4つの目指すべき姿」及び「取組を推進するための5つの考え方（行動指針）」を示しています。

この「快適な環境を保全・創造するための4つの目指すべき姿」を実現するため、「取組を推進するための5つの考え方（行動指針）」に基づき、6つの「環境施策の方向」に取り組むことを示しています。

さらに、環境施策を進めていくための推進体制について、また取組結果の点検と評価の方法について示しています。

3 基本的な考え方

(1) 人と環境の望ましいあり方

私たちは、これまでの人間中心主義、科学技術万能主義ともいえる考え方によって、自然への畏敬を失い、物質的な豊かさや利便性を追求するあまり、環境への過大な負荷（人の活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるもの）をかけつづけてきました。さらに、環境の有する多様な機能の価値が限りあるものである

との認識が徹底されなかったこと等から、環境資源が適正に管理されない場合が見られました。

その結果、3つの危機「地球温暖化の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」という地球的規模の課題に直面しており、これらの課題を克服するため、私たちは、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の統合的な取組による持続可能な社会の実現を図っていかねばなりません。併せて、「安全で快適な生活環境」の実現を図っていくことも必要です。

また、熊本県民は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを認識しました。

水俣病の教訓を踏まえ、環境への負荷を抑制し、安全で快適に生活できる環境を次世代へ継承していくことは、県民一人ひとりの責務です。

さらに、持続可能な社会の実現のためには、環境保全の取組を経済発展の新たな成長要素として捉え、環境と経済の好循環（環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することにより環境も良くなっていく）を構築していくことも重要です。

低炭素、循環及び共生を基調とした安全で快適な持続可能な社会である「環境立県くまもと」を実現するためには、次に掲げるような社会・環境の形成に努めなければなりません。

(2) 快適な環境を保全・創造するための4つの目指すべき姿

① 低炭素社会

地球温暖化による急激な気候変動は、生態系への影響、農林水産業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響を及ぼすものであり、影響の大きさや深刻さから、人類のみならず地球上のすべての生き物たちの生存基盤に関わる最も重要な環境問題であると言えます。

このため、企業や家庭、個人が、自らの活動や生活のあり方を見直すとともに、新たな技術の活用も図りながら、化石エネルギーの消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させ、低炭素社会の実現に向けて取り組まなければなりません。

② 循環型社会

資源小国の日本はエネルギー自給率も低く、資源の有限性を認識することが重要です。

また、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動により生じた環境負荷は自然の浄化能力を超えて増大し、自然環境の汚染や破壊、生活環境の悪化や健康被害などを誘発しています。

本県においては、廃棄物の排出量が減少傾向にあるものの、処理コストの増大、不法投棄の発生、最終処分場のひっ迫などが課題となっています。

このため、特に生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー利用の面で一層の循環と効率化を進めなければなりません。

廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、資源の循環的な利用〔再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）〕の促進、適正処理を図ることにより、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできるだけ少なくした「循環」を基調とした社会

を構築していかなければなりません。

③ 自然共生社会

山、海、川などの自然とふれあうことにより心の安らぎを得ようとするニーズは高まる傾向にあります。

しかし、農山漁村などにおいては、開発や高齢化、過疎化等の影響により農地や森林の荒廃が進み、歴史的・文化的な建造物や祭り等の保全も困難になっている地域が見られます。都市部でも、市街化の進行等に伴い、身近な緑や水辺、そこに生息生育する動植物の生態系などが失われていく事例が見られます。

私たちは、自然の恵みを享受し、その恩恵によって存在しているという、自然に対する畏敬の念を持ち続け、人の生活の豊かさと環境との調和を図っていかなければなりません。

そのためには、地域の歴史的・文化的特性にも十分配慮しながら、山、海、川など豊かで多様な自然、里地里山や水辺などの身近な自然、及びそこで育まれた生物多様性の保全・回復に努めていく必要があります。

また、自然との豊かなふれあいを推進し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育み、生活と自然との共生を図っていかなければなりません。

④ 安全で快適な生活環境

近年、自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷の蓄積が、オゾン層の破壊や酸性雨、大気や地下水の汚染などの環境問題を誘発しています。

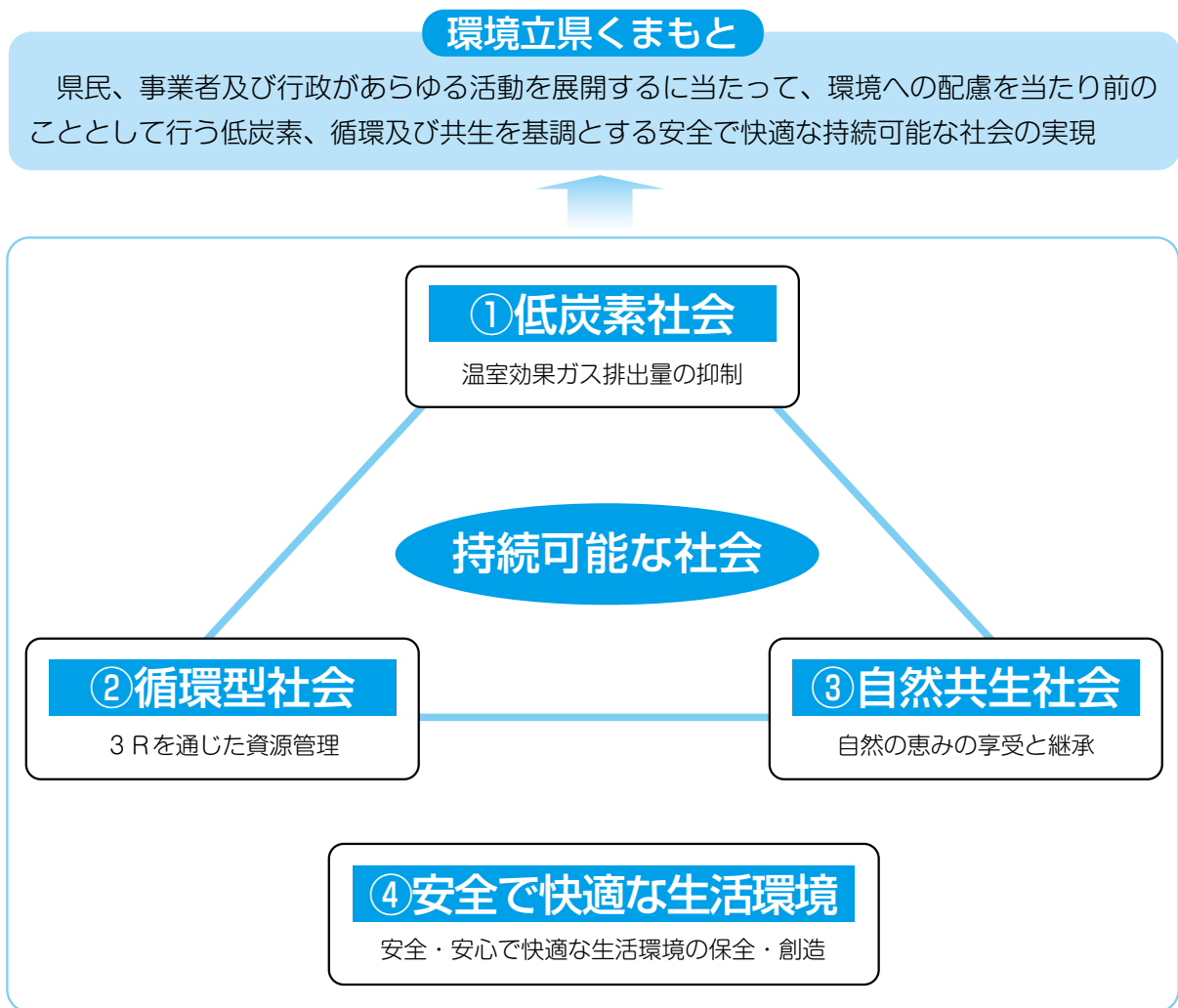
これらの環境問題に起因する人の健康や生態系、農作物などへの影響が懸念されます。有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への更なる対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害などの対策も必要です。

また、優れた景観は、郷土に対する誇りと愛着を生み出し、ひいては地域社会の活力を育てることにつながりますが、反面損なわれやすい傾向もあります。このため、行政と県民が一致協力し、熊本らしい景観と緑豊かな環境の保全と創造に努めていく必要があります。

今後とも、健康で安全に生活できる環境を保全・創造し、すべての県民が安心して質の高い快適な生活環境を享受できるようにしなければなりません。

また、賑わいと静けさのバランスのとれた街、歴史的・文化的な町並み、のびのびと歩ける道路、ゆとりあるオープンスペースなどは、人々の健康と活力を維持・増進し、リフレッシュをするうえで大きな役割を果たしています。これからも、生活環境の多様な機能の価値を理解し、人の生活の豊かさと環境との調和を図っていく必要があります。

< 4つの目指すべき姿の概念図 >



(3) 取組を推進するための5つの考え方（行動指針）

4つの目指すべき姿を具現化するため、次の5つの考え方（行動指針）に基づき環境施策の取組を推進します。

① 次世代に安全で快適に生活できる環境を引き継ぐ

環境への負荷は、長い時間をかけて蓄積し、環境問題として顕在化した場合には、回復は不可能であるか、可能であっても膨大な労力と時間が必要です。

本県は、阿蘇や九州山地の山々、有明海・八代海、菊池川、白川、緑川、球磨川等の河川や豊富な地下水等の素晴らしい環境に恵まれた地域です。

水、大気、森といった環境はすべて限りある資源であり、祖先から受け継いだものであると同時に子孫からの預かりものであるといった認識に立ち、安全で快適に生活できる環境を次世代に引き継ぐことが私たちの責務です。

② 将来を展望し、今、行動する

本県は、水俣病の教訓を生かし、環境破壊を未然に防止することを基本として、環境保全に努めなければなりません。

そのためには、既に顕在化している問題だけでなく、将来の産業構造やエネルギー事情等の社会経済情勢の変化を広く展望し、将来発生するおそれのある環境破壊・汚染の

防止に向けた配慮を、今、実施可能なことから着実に取り組んでいかなければなりません。

③ 地球的な規模で考え、足元から行動する

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題も私たち一人ひとりの生活行動や地域の産業活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因するものです。

私たちは、身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを考え、自分たちにできることを着実に実践しなければなりません。

④ 県民総ぐるみで、一人ひとりが主体的に行動する

快適な環境の保全・創造のためには、一部の住民や企業の利益を優先させて行動したり、相手の立場を尊重せず、自分の都合だけで行動するのではなく、「環境立県」を目指して県民が一体となって行動しなければなりません。

県民、事業者及び行政が総ぐるみで、それぞれの立場に応じた役割を發揮し、お互いに信頼関係を持ち、連携・協力して環境保全に主体的に取り組む必要があります。

⑤ 様々な主体とのネットワークを活用し行動する

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、有明海・八代海の再生など、県単独では対応が困難な環境問題への対応が必要となっています。

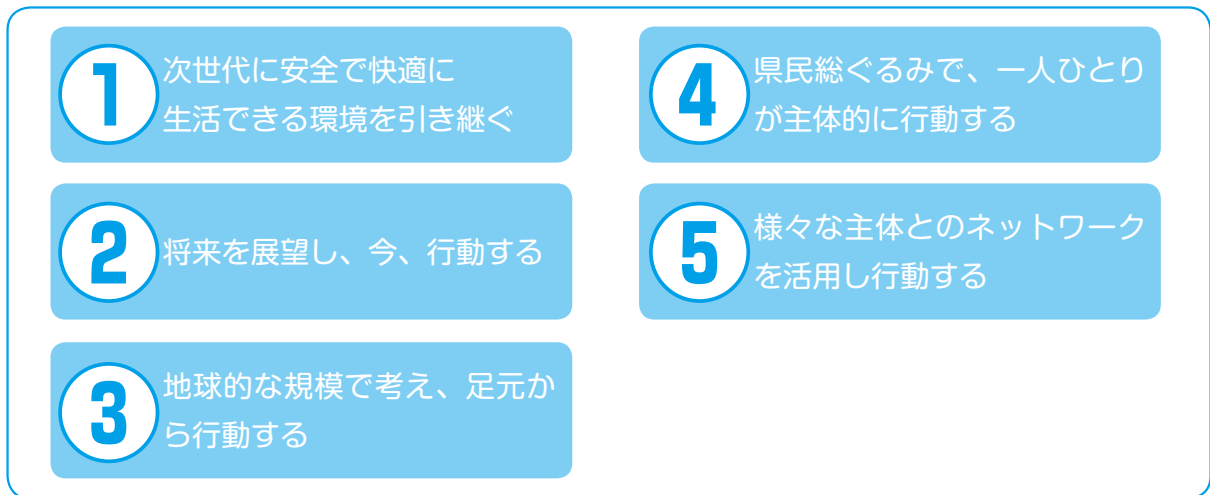
また、発展途上国の工業化の進展などに起因し、国境を越えて移動する大気や海流が引き起こす環境問題への懸念が広がっており、国、隣接する県及び関係団体との情報交換、共同研究等の一層の推進を図っていく必要があります。

さらに、国や民間団体などとの連携により、環境分野における国際交流も推進していかなければなりません。

ノーマイカー通勤やエコドライブの推進、環境フェアの開催などを通じて民間団体との連携・協働による環境保全に向けた取組や、九州各県の連携による有明海・八代海の再生に向けた取組などが進んでいます。

このように、様々な主体とのネットワークを活用し、取組をより効果的に、また、総合的に進める必要があります。

< 取組を推進するための5つの考え方（行動指針） >



(4) 環境施策の方向

4つの目指すべき姿を5つの考え方（行動指針）に沿って実現するため、それぞれの目指すべき姿に応じた施策を推進するとともに、その施策が一人ひとりの日常の行動として定着し、かつ有機的に連携することを目指し、次に掲げる6点を環境施策の方向として示します。

① 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

- 地球温暖化対策の推進
 - ・温室効果ガス排出削減対策の推進
 - ・森林による二酸化炭素吸収対策の推進
 - ・排出抑制の基盤となる施策の推進（教育及び学習、研究開発及び産業育成等）
 - ・県及び市町村の事務事業における温室効果ガス排出削減の推進

② 資源を適正に利用する循環型社会の実現

- 物質循環の推進
 - ・廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進
 - ・廃棄物の適正処理の推進
 - ・安定的な廃棄物処理体制の構築
 - ・バイオマスの利活用の推進

③ 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

- 森林、水辺等の自然環境の保全
 - ・保全のための総合的な対策の推進
 - ・豊かな森林づくり
 - ・二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生
 - ・野生鳥獣の保護・管理の推進
 - ・水辺環境の保全・再生
- 生物多様性の保全に係る対策の推進

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性の恵みの持続可能な利用
- ・生物多様性を支える基盤づくり

④ 安全で快適な生活環境の実現

- オゾン層の保護対策の推進
- 酸性雨対策の推進
- 大気質に係る対策の推進
- 水環境に係る対策の推進
- 新たな環境問題等への対応
- 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進
- 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進
- 緑と水のある生活空間の保全・創造
- 良好な景観の保全・創造
- 文化財の保存と活用の推進

⑤ 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

- 環境情報の提供及び環境教育の推進
 - ・環境意識の醸成と指導者の育成・活用
 - ・家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進
 - ・学校などにおける環境教育の推進
- 自主的な環境保全行動の推進
 - ・県民、団体の環境保全行動の促進
 - ・事業者の環境保全行動の促進
 - ・行政における率先的な環境保全行動の推進
 - ・協働による環境保全行動の推進

⑥ 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

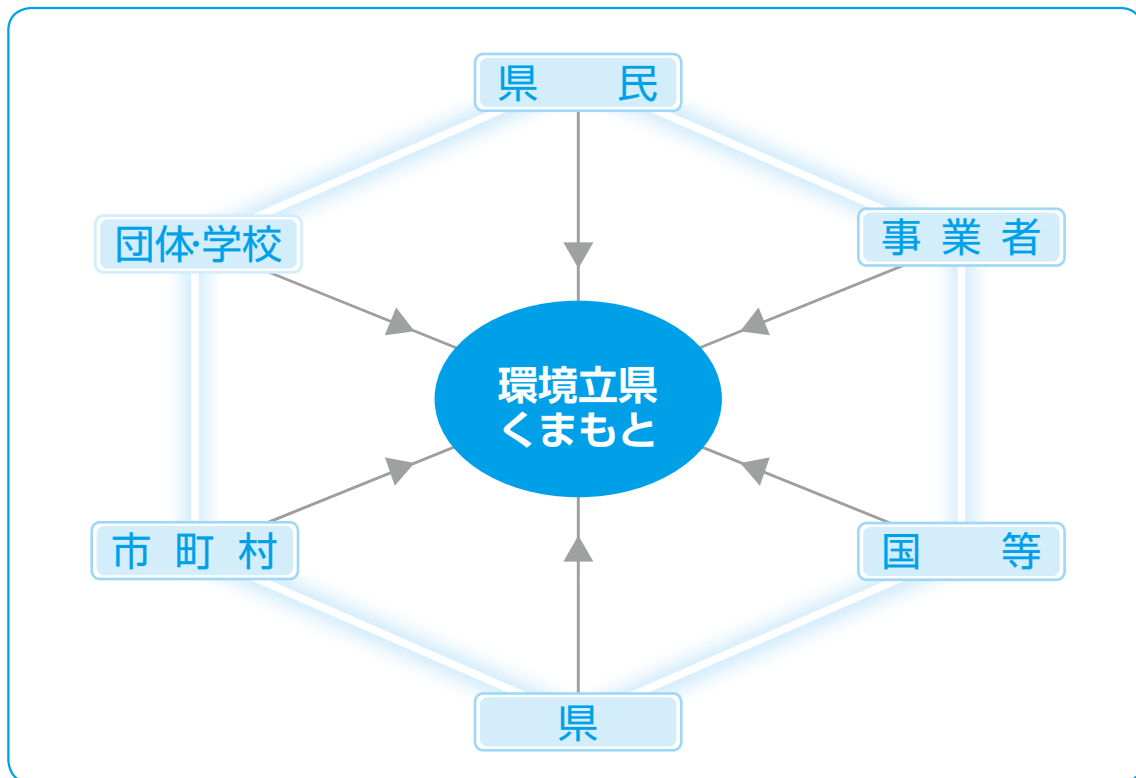
- 開発における環境配慮の推進
 - ・環境アセスメント制度の充実・強化
 - ・県・市町村の公共事業等における環境配慮の取組の推進
 - ・民間の開発事業における環境配慮の取組の促進
- 環境情報・研究のネットワーク化
 - ・県の試験研究機関における環境分野の取組
 - ・環境情報のネットワーク化
 - ・環境研究のネットワーク化
- 国際協力の推進
 - ・海外からの視察研修の受入
 - ・国境を越えた環境問題の解決に向けた取組の推進

4 推進体制の整備

(1) 県民総ぐるみを基本とした推進体制

より豊かな環境を保全・創造し、「環境立県くまもと」を推進していくためには、個人、事業者、団体、行政など様々な主体が、総ぐるみで、それぞれの特性に応じた役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組んでいく必要があります。

環境基本計画部の推進に向けた各主体の連携



〔計画推進に向けた各主体の役割〕

○県民に期待される役割

県民一人ひとりにおいては、今日の環境問題の一因が、日常生活における環境への負荷が積み重なって、自然の浄化能力や再生能力を超えたために発生しているものであるという考えに立ち、ごみの減量化や節水、節電など環境負荷をより少なくする環境にやさしいライフスタイルの実践や自然環境の保全などに取り組むことが重要です。

また、ボランティア活動に参加したり、環境施策への提案や協力を行うことなどが求められます。

○団体・学校に期待される役割

環境保全活動団体をはじめ様々な団体が、環境問題に取り組んでおり、その役割は、ますます重要となっています。今後とも、それぞれの分野、地域において、創意と工夫をこらしながら、より豊かな環境の保全・創造に向け、団体としての力を生かしていくことなどが求められます。

学校においては、地域の環境保全活動団体や熊本県環境センター等と連携し、子ど

もたちの環境に関する基本的な知識の習得から問題解決のための技能、行動力などを育むとともに、環境教育の指導者の育成に努めることが求められます。

○事業者に期待される役割

事業者においては、その事業活動に当たって、法令などを遵守することはもちろん、省エネ・省資源の取組、環境管理システムの導入、環境保全のための設備の導入や新技術の開発・サービスの提供などを進めるとともに、グリーン農業や森林の整備など一次産業が本来持っている環境保全機能を十分に発揮できるような展開を図るなど、経済と環境の好循環（両立）に向けた取組が重要です。また、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減やゼロエミッションの取組、省エネ製品の開発や製造等を通じて社会経済に貢献していくことが求められます。

また、事業者も地域社会の一員であるとの認識のもと、清掃活動への参加や植樹をはじめとした環境保全活動を進めることなども重要です。

○市町村に期待される役割

環境問題への取組は、地域の特性・実情に応じて進めることが大切です。市町村においては、地域住民に最も身近な行政主体として、住民、団体、事業者などの活動を促進し、また、地域に応じた環境施策を講じたり、国、熊本県に施策提案するとともに、自らも事業者・消費者として環境保全行動を率先して実行することなどが求められます。

○県の役割

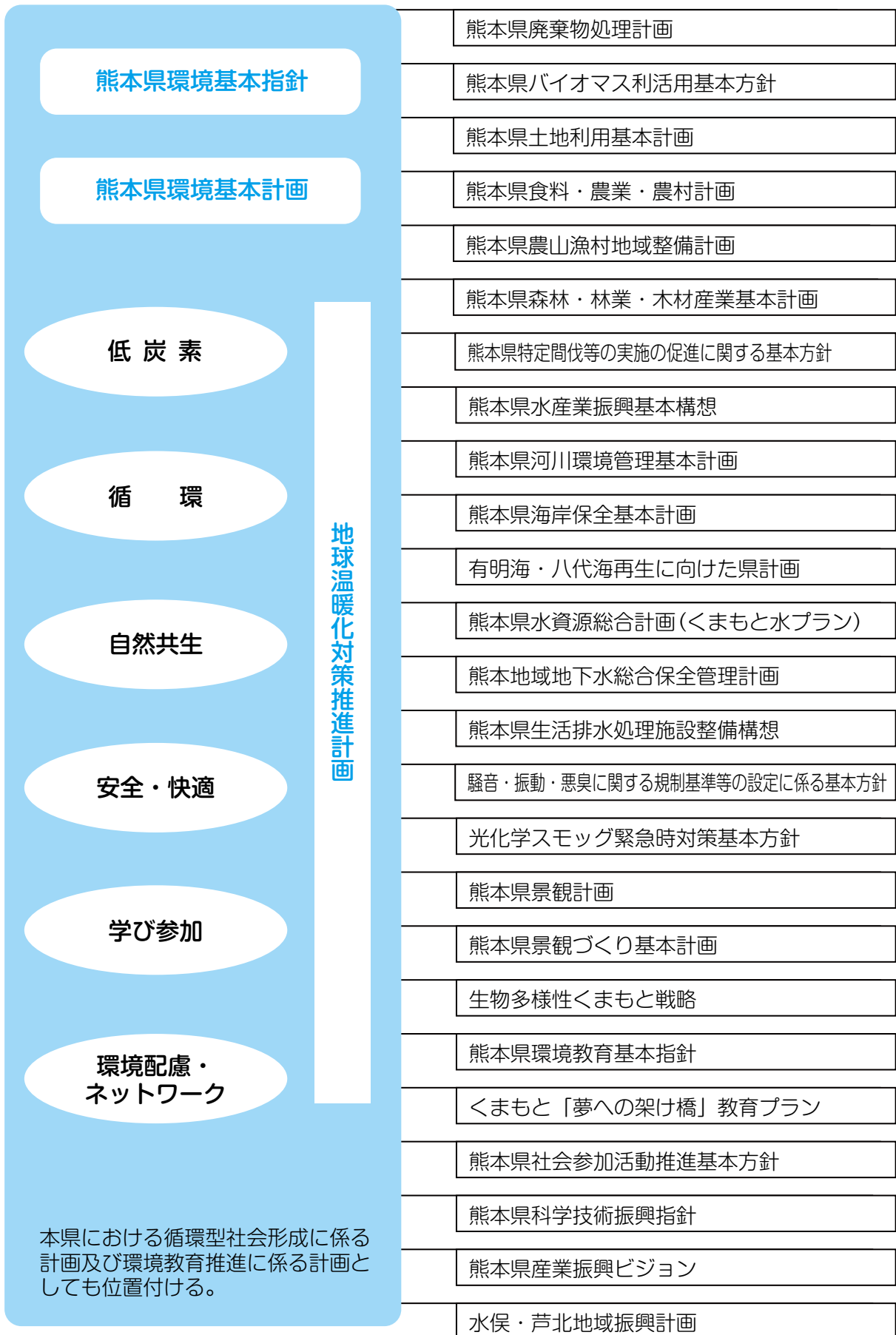
県においては、県民、団体、事業者、市町村、近隣県、国などと連携して、広域的な視点から、環境保全活動の促進や全県的な取組に向けた仕組づくりなど、環境施策の立案・実施を行い、また、法令や条例などに基づく必要な規制・誘導を行うとともに、率先的な環境保全行動などを推進しながら、低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会である「環境立県くまもと」に向けた取組を推進していきます。

(2) 県における推進体制

県では、平成2年10月に、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」を設置し、部局横断的に取り組む体制を構築しており、本庁においては、推進本部などを通して各部局間の連携を図りながら、環境施策を企画・立案し、総合的かつ効果的に推進します。地域振興局においては、管内における環境施策の推進に努めるとともに、地域の環境特性やニーズを施策に的確に反映させるため、本庁に対し、必要な提案や情報の提供を行います。

また、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や熊本県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員など様々な団体と連携しながら、情報の提供、講座・研修会の実施等により、県民一人ひとりの環境保全活動の促進を図ります。

環境基本計画に関連する個別計画



5 点検と評価

環境基本指針に沿った環境基本計画に掲げた取組の推進に当たっては、県民のニーズを把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、改善を図っていきます。

具体的には、平成13年8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、毎年度PDCAサイクルにより、数値目標を設定し管理することが可能な施策を中心として、環境目的・目標を設定し、実施計画を作成して取り組みます。そして、点検と評価を行い、目標未達成の場合は、対応策を講じたうえで、熊本県環境政策推進本部（幹事会兼ISO管理委員会）で審議を行い、環境目的・目標などについて知事による見直しを行います。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

環境基本計画の推進の点検と評価図

